

事業番号										0762		
平成 2 9 年度行政事業レビューシート (厚生労働省)												
事業名		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金			担当部局庁		社会・援護局障害保健福祉部			作成責任者		
事業開始年度		平成 2 4 年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室		精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室			田中 央吾		
会計区分		一般会計										
根拠法令 (具体的な条項も記載)		－			関係する計画、通知等		平成27年度心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費の国庫補助について(平成27年6月18日厚生労働省発障0610第7号)					
主要政策・施策		障害者施策			主要経費		社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づき医療を行う指定入院医療機関の医療従事者が相互に技術交流を行うことで、医療の質の向上を図り、対象者の早期の社会復帰を実現する。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)		医療観察法に基づき医療を行う指定入院医療機関が、他の指定入院医療機関の医療従事者を招き、相互に医療体制等についての評価や課題への助言等の技術交流を行う事業の実施に必要な経費を補助する。(補助率10／10)										
実施方法		補助										
予算額・執行額 (単位:百万円)				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
		予算 の 状 況	当初予算	8	4	4	5	5				
			補正予算	－	－	－	－					
			前年度から繰越し	－	－	－	－	－				
			翌年度へ繰越し	－	－	－	－					
			予備費等	－	－	－	－					
		計		8	4	4	5	5				
		執行額		7	4	2						
		執行率(%)		88%	100%	50%						
		当初予算＋補正予算に対する執行額の割合(%)		88%	100%	50%						
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)		歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金		5	5	－						
		計		5	5							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)		定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 29 年度
		毎年度全指定入院医療機関(各3名)で実施する。		技術交流参加人数		成果実績	人	96	48	48	－	－
						目標値	人	96	48	48	－	51
						達成度	%	100	100	100	－	－
根拠として用いた統計・データ名 (出典)		平成28年度心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金事業実績報告書										
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
		事業実施施設数			活動実績	施設	30	17	17	－	－	
					当初見込み	施設	32	16	16	17	18	
単位当たり コスト		算出根拠				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
		X／Y X:支出額 Y:事業実施施設数			単位当たり コスト	円	222,200	244,058	135,411	274,588		
					計算式	X/Y	6,666,000/30	4,149,000/17	2,302,000/17	4,668,000/17		
		政策	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること									
			施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること(施策目標Ⅷ－1－1)								

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度		目標年度 － 年度		
				実績値	－	－	－	－	－	－	－			
				目標値	－	－	－	－	－	－	－			
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係												
	医療観察法に基づき入院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関（指定入院医療機関）に委託して医療を実施しており、指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム（医師、看護師、コメディカル）を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行い、医療観察法に基づく医療の向上を図っていくため、事業に必要な経費を10／10国が補助する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、医療観察法に基づく医療を実施している指定入院医療機関が本事業を行うことで、医療観察法に基づく医療の向上を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。													
	アクション・プログラム	改革項目	分野：	－	－									
		（第一階層） KPI	KPI（第一階層）				単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度		目標最終年度 － 年度	
			－	成果実績	－	－	－	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－	－	－	－		
				達成度	%	－	－	－	－	－	－	－		
		（第二階層） KPI	KPI（第二階層）				単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度		目標最終年度 － 年度	
			－	成果実績	－	－	－	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－	－	－	－		
				達成度	%	－	－	－	－	－	－	－		
		本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
		－												

事業所管部局による点検・改善												
	項 目					評 価		評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。					○		「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の状況の検討結果」において、医療の質の向上を図ることが課題とされており、社会のニーズを反映した事業である。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					○		医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療は国が行うこととされており、当該医療の質の向上は国が実施すべき事業である。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。					○		医療観察法において、対象者の円滑な社会復帰のために必要な医療は国が行うこととされており、当該医療の質の向上が課題とされていることから、優先度が高い。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。					-		－				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。					無						
	競争性のない随意契約となったものはないか。					無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。					○		医療観察法に基づき医療を行う指定入院医療機関における医療の質の向上を図るための事業に必要な経費を国が補助することとしているものである。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。					○		補助事業者が事業を実施するに当たっては、事業費の削減に努めている。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。					-						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。					○		事業計画等を審査し、事業目的達成のために必要な経費に限って支出している。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）					○		事業を実施する医療機関の組み合わせにより旅費を削減したものである。				
事業の有効性	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）					-		－				
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。					-		－				
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。					○		目標とする人数が技術交流に参加できている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。					-		－				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					○		事業実施施設数は見込みどおりの実績となっている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					-		－				

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-				
	所管府省名	事業番号	事業名					
	-	-	-					
点検・改善結果	点検結果	本事業は、医療観察法に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者に対する医療を行う指定入院医療機関が、他の指定入院医療機関の医療従事者を招き、相互に技術交流を行い、医療の質の向上を図ることを目的として実施している。事業実施施設数の実績も概ね当初見込みどおりであり、適正に予算計上できているものとする。						
	改善の方向性	引き続き、実施すべき指定入院医療機関数や1施設当たりのコスト等を考慮し、適正な予算措置を講じていくものとする。						
外部有識者の所見								
点検対象外								
行政事業レビュー推進チームの所見								
事業内容の一部改善	不用額については、要因を分析し予算に反映させること。その上で、執行率の改善を図ること。							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
通現り状	結果的に評価を行った指定入院医療機関が、評価を受けた医療機関の近隣に所在地があったため、昨年度は執行率が低調であった。毎年度、必ずしも近隣の医療機関が事業を行うわけではないため、来年度においては執行率の改善が見込まれる。							
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
平成22年度	—		平成23年度	—		平成24年度	新24-041	
平成25年度	791		平成26年度	785		平成27年度	766	
平成28年度	765							
資金の流れ （資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する） （単位：百万円）	※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。							
	厚生労働省： 2百万円 〔 都道府県・特定独立行政法人に対する交付決定 〕 ↓ 【補助金等交付】 A 自治体等(17):2百万円 〔 医療従事者の招聘 〕							
費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記	A.独立行政法人国立病院機構			B.				
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)		
	旅費	医療従事者の招聘	1.2					
	計		1.2	計		0		

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	独立行政法人国立 病院機構	1013205001281	花巻病院等に他の医療従 事者を招き、相互に技術交 流を実施	1.2	補助金等交付	-	-	-
2	栃木県	5000020090000	栃木県立岡本台病院に他 の医療従事者を招き、相互 に技術交流を実施	0.3	補助金等交付	-	-	-
3	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	2080005004292	静岡県立こころの医療セン ターに他の医療従事者を 招き、相互に技術交流を実 施	0.3	補助金等交付	-	-	-
4	長崎県病院企業団	3000020428779	長崎県精神医療センターに 他の医療従事者を招き、相 互に技術交流を実施	0.2	補助金等交付	-	-	-
5	地方独立行政法人 大阪府立病院機構	6120005010076	大阪府立精神医療セン ターに他の医療従事者を 招き、相互に技術交流を実 施	0.1	補助金等交付	-	-	-
6	地方独立行政法人 山梨県立病院機構	4090005002830	山梨県立北病院に他の医 療従事者を招き、相互に技 術交流を実施	0.1	補助金等交付	-	-	-
7	埼玉県	1000020110001	埼玉県立精神医療セン ターに他の医療従事者を 招き、相互に技術交流を実 施	0	補助金等交付	-	-	-
8	愛知県	1000020230006	愛知県精神医療センターに 他の医療従事者を招き、相 互に技術交流を実施	0	補助金等交付	-	-	-
9	国立研究開発法人 国立精神・神経医療 研究センター	6012705001563	国立精神・神経医療研究セ ンター病院に他の医療従 事者を招き、相互に技術交 流を実施	0	補助金等交付	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

[illegible]